

## 1. 政策及び15年度重点施策等

<b>政 策</b>	証券決済システムの改革
<b>15年度 重点施策</b>	株式振替制度に関する法令の整備

## 2. 政策の目標等

<b>法定任務</b>	円滑な金融等
<b>基本目標</b>	我が国金融が金融環境の変化に適切に対応できていること
<b>重点目標</b>	金融インフラがIT化等に対応したものとなっていること

## 3. 政策の内容

証券決済システムの改革については、平成12年6月の金融審議会答申「21世紀を支える金融の新しい枠組みについて」において、我が国の証券決済システムを抜本的に改革し、その安全性・効率性を向上させることが必要との認識のもと、「統一的な証券決済法制や無券面化を可能とする法制等の整備を図るため、金融行政当局においては、立法化に必要な検討を早急に進めるべきである」と施策の必要性についての指摘がなされています。

また、同審議会の証券決済システム改革ワーキンググループの報告書「21世紀に向けた証券決済改革について」において「統一的な証券決済法制の整備については、先に述べたとおり、既存の制度からの円滑な移行に配慮しつつ、関連する諸制度との関係を整理しながら、可能な方式・有価証券から法制整備を行っていくことが適当であると考えられる」と施策の進め方について提言が行われています。

これらを受け、金融庁においては、証券決済システムの改革を図る法制整備を行っていくこととしており、今年度においても引き続き所要の法制整備に取り組むこととしました。

## 4. 平成15事務年度における事務運営についての評価

平成15事務年度は、上記の「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」が成立したことにより、株式を含めた全ての有価証券についての統一的証券決済法制が完成し、証券決済システムの改革が大きく前進しました。

また、民間においても、ほふりクリアリング（証券保管振替機構の一般振替<sup>1</sup>に係る清算機関）の稼働開始（平成16年5月17日）日本銀行における新制度に基づく国債振替決済制度への移行（15年1月27日稼働開始。稼働開始後は全て新制度に基づいて国債が発行されている。また、稼働開始までに発行されていた国債についても99%以上が新制度へ移行済）、証券保管振替機構における新制度に基づくペーパーレスCP（短期社債）の振替制度の利用拡大（15年3月31日稼働開始）といった実務面での対応がなされるなど、新制度に基づく清算機関の立ち上げや振替制度の利用拡大により、現行システムから新しいシステムへのスムーズな移行が行われてきています。

以上のことから、着実に証券決済システム改革の成果が上がっているものと考えられます。

## **5．今後の課題**

証券市場の国際競争力の維持・向上のために、今後も引き続き現行のシステムから新しいシステムへの移行に向けた取組みを進めることが必要です。

具体的には、その制度的基盤である株式を含めた全ての有価証券についての統一的証券決済法制の完成に向けて、上記「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」の円滑な実施を図るため、関係政省令の整備を行う必要があります。

また、政府における法制整備とあわせて、幅広い市場関係者が結集し、決済期間の短縮化及び市場慣行、事務処理フロー等の見直しについて検討を行い、主体的かつ積極的に改革を推進していくことが不可欠です。

## **6．当該政策に係る端的な結論**

政策の達成に向けて成果が上がっており、今後もこれまでの取組み（「証券市場の改革促進プログラム」等を踏まえ、統一的証券決済法制の完成に向けて、法令面の整備や新制度へのスムーズな移行を促す施策）を進めていく必要があります。

---

\*1一般振替とは、証券保管振替機構に預託された有価証券に関する口座振替のうち、取引所有価証券市場取引及び店頭売買有価証券市場取引の決済に係る口座振替を除いたものをいう。